

(整理番号 518)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第1回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月22日(火)
午後2時54分から同4時06分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公益を代表する委員 2名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 審議の進め方について
 - (3) 審議資料について
 - (4) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
 - (1) 各委員紹介の後、部会長には衣笠委員、部会長代理には岸本委員が選出された。
 - (2) 今年度の大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
 - (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
 - (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
 - (5) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、自動車産業は大阪の発展に欠かせない産業である。労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、生産年齢人口の減少により労働力自体が減少していく中での人材の確保、産業の永続

的な発展のため、事業の公正競争を確保しつつ自動車産業の魅力向上を果たし得る優位性を持った特定最低賃金が必要である等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。

- ・ 使用者代表委員からは、消費者物価指数の動きに対し、賃金引上げは既に十分に行われており、政府主導で最低賃金が上昇する傾向が継続することが予想される状況において、自動車・同附属の特定最低賃金が大阪府の賃金を牽引するという役割・存在意義は希薄になりつつあると言える。労働者の価値観と企業リソースの配分について、最低賃金の上昇だけで採用競争力向上につながるわけではなく、企業の魅力を高めるためには限りあるリソースを各社の実情に合わせて配分できる余地が必要であり、産業一律の最低賃金引上げよりも優先されるべきものとする等々の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。

(6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨が労使双方にて確認され、審議は終了した。